

議会運営委員会会議録

平成28年11月25日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:46

案 件

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 特別委員会の設置について
 - (1) 設置の有無
 - (2) 名称：第2次総合計画基本構想特別委員会
 - (3) 定数：11人
 - (4) 人選届出期限：11月30日(水)午後5時
 - (5) 設置時期：12月2日(金)本会議初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 11月28日(月)午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月 5日(月)午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 12月 5日(月)午後5時
- 6 陳情について
- 7 議会インターネット中継にかかる要綱等の整備について
- 8 議員派遣について
- 9 その他
 - (1) 本会議並びに委員会において説明員を指名する際に用いる略称の追加について
 - (2) 次回委員会予定 12月2日(金)9時30分から

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成28年第5回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案のほうから説明いたします。

議案番号が前後しますが、議案第159号の専決処分の承認「平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものごさいです。配布しております「平成28年度補正予算資料 10月3日専決」と記載している分をお願いします。

1ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、表の下に記載していますように、平成28年9月12日と9月18日の大雨による災害のため、災害復旧に要する経費を補正するものごさいです。補正額は、一般会計で2881万1千円を追加するものごさいです。2ページ以降に、補正予算の概要等について記載をしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、「議案第125号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」から「第137号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、別に配布しております「平成28年度補正予算資料」でご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、

前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計は、先ほどご説明しました10月3日専決後の予算総額から2266万9千円を減額して、補正後の予算総額を727億2352万6千円にしようとするものでございます。

また、11の特別会計のうち今回補正します9つの会計で7億6125万3千円を増額しております。企業会計では、3つの会計で1億8610万9千円を減額しています。合計で5億5247万5千円を増額するものでございます。2ページ以降に補正予算の概要等について、記載しております。内容につきましては省略させていただきます。以上が、予算関係の議案でございます。

次に、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。「議案概要」で、説明いたします。

「議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、所得税法等の改正に伴い、市民税の特例適用利子等と特例適用配当等に係る所得の課税の見直しを行うものでございます。

「議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、所得税法等の改正及び地方税法の規定により、特例適用利子等と特例適用配当等に係る課税の特例を追加し、また、特定継続世帯の平等割額の軽減額を改めるものでございます。

「議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」につきましては、目尾小学校と幸袋小学校を幸袋小学校とし、楽市小学校と平恒小学校を穂波東小学校とするものでございます。

「議案第141号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、幸袋こども園を民営化することに伴い、廃止するものでございます。

「議案第142号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」につきましては、幸袋児童センターの位置を改め、楽市児童館と平恒児童館を穂波東児童館とするものでございます。

「議案第143号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、幸袋西町集会所を無償譲渡するため、廃止するものでございます。

「議案第144号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法の改正により、地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」が創設されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第145号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例」につきましては、行財政改革に基づく組織の改編に伴うもので、上下水道局と病院を企業局とするための設置条例を制定し、あわせて関係条例を整備するものでございます。

「議案第146号 飯塚市病院事業条例」につきましては、行財政改革に基づく組織の改編に伴うもので、病院の運営に関する事項を規定するため、制定するものでございます。

「議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想」につきましては、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、平成29年度から10年間の基本構想を策定するものでございます。

「議案第148号 契約の締結」につきましては、若菜児童館建設工事について、三協技建株式会社と1億6276万6800円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第149号 財産の譲渡」につきましては、幸袋こども園の園舎を、社会福祉法人 三和会に無償で譲渡するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第150号 財産の譲渡」につきましては、幸袋西町集会所の建物を、地元の認可地縁団体に無償で譲渡するものでございます。

議案第151号と第152号の2件の「訴えの提起」につきましては、学校敷の市有地内に存在し、長期にわたり市が管理してきた個人名義の土地について、学校用地として取得する必要がありますが、所有者として記載されている者の所在が判明しないため、これらの者に対して福岡地方裁判所飯塚支部に時効取得による所有権確認請求訴訟を提起するものでございます。

議案第153号から第157号までの5件の「訴えの提起」につきましては、学校敷の市有地内に存在し、長期にわたり市が管理してきた個人名義の土地について、学校用地として取得する必要がありますが、所有者として登記されている者の死亡により相続人が多数となり、共同申請による時効取得を原因とする所有権等移転登記手続が困難な状況となっているため、これらの者に対して福岡地方裁判所飯塚支部に時効取得による所有権移転登記手続請求訴訟を提起するものでございます。

「議案第158号 市道路線の認定」につきましては、路線の見直し、国道の移管、開発帰属に伴い、4つの路線の認定をするものでございます。

4ページをお願いいたします。報告第28号から次のページの第33号までの6件の報告でございしますが、「市道上の車両損傷事故と交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市営住宅の管理上必要な調停及び和解の申立て」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○道祖委員

議案第148号 若菜児童館建設工事につきまして議案書を見ておられますと、説明があったように三協技研株式会社が契約するというところでございますけれど、落札率が100%というふうになっております。これ、2社で入札をやっておるみたいですが、これはくじ引きでなったんでしょうか。

○契約課長

そのとおりであります。くじ引きにより決定いたしております。

○道祖委員

参考までにお尋ねいたしますけれど、100%落札がいろいろ9月議会でも議題となりました。新聞で100%入札がいかげなものかというようなことが報道されておりましたけれど、今度は2者だから問題はないとは思うんですけど、これはどちらとも、金額が1億6千万円以上だから、S Iですか、等級がありますよね。その部分に該当する2社ということですか。というのは、9月議会の段階で、100%入札で落札されて、そのときに業者がいないから1者入札ということで、1社が応札して100%になってたと思うんですけど。だから、それはそれでシステムにのっかってやられたんだろうから、それはそれで結構なんですけれど、この時点ではもうこの2者は完工してたからエントリーできたということなんですか。私が繰り返してるのは、9月の段階で5者、5つの工区にわけて鎮西小中一貫校の関係の工事が出て、そして、1者入札で応札して100%ということで、それで競争性がないんじゃないかというようなことが言われておったんですけど、今回ここで、この業者は持ち仕事が終わったらずぐに9月の段階の入札、9月議会の段階で持ち仕事がないところが5者あって、5者が応札したということでしょう。その後これが出てきてるわけですけど、この2者というのは持ち仕事なかったから大丈夫だったということですか。当然そうなるんですか。それとも、その時点では9月、言ってるのは、鎮西が出たときには業者がおらんということでやったわけでしょう。今度また新しく仕事が出て、今度は2者あるということですから。言わんとすることわかりますか。9月の時点では業者がいなかったということ。だけど、今度の場合は、12月議会に向けてこれが出ておるといことは、待てば2者、入札ができたのかということにつながるわけですよ。わかります。ここで、3カ月待てばできてるわけでしょう。今回100%ですからね。その辺がどういうことだったのかということが時系列的にわからない。それと、これは1億6千万円ですから、たしかランクがあって、1億5千万円以上がS Iとか何とかいうランクじゃなかったですかね。スペシャルかなんか知らないけど。それであったと思うんですけど。だけど、両方ともこれはランクは、ちゃんとした該当するランクなんですかということですよ。ちゃんと教えてください。

○契約課長

ただいまの質問、今回入札の告示をする時点ではS I等級の業者については全て手持ちでありました。ですから、一般競争入札実施運用基準に基づきまして、業者選考委員会の中で決めまして、実は、三協技研株式会社につきましては1等級の業者になります。すると、その場合、1等級の業者1者になりますので、第2希望まで枠を広げまして、第2希望がもう1者おりましたので、その2者による入札というか、当然、一般競争ですから、指名ではありませんので、その2者が対象として公募を行ったわけです。

○道祖委員

議運ですから、そこまでしかお尋ねいたしません。ただ、確認したかったのは、S Iの仕事で1等級に入札させたということですよ。それは議案ですから、議案質疑で聞いたほうが議運の運びとしてはよろしいかと思っておりますので、議案質疑させていただきます。ちょっと整理し

て。それだけ言って終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明をいたします。議案書及び議案付託一覧表（案）をお願いいたします。

議案第125号は総務委員会に、126号から128号までの3件はいずれも厚生委員会に、129号から132号までの4件はいずれも経済建設委員会に、133号及び134号は市民文教委員会に、135号から137号までの3件はいずれも経済建設委員会に、138号は総務委員会に、139号は厚生委員会に、140号は市民文教委員会に、141号、142号は厚生委員会に、143号は総務委員会に、144号は厚生委員会に、145号及び146号は経済建設委員会に、147号は後ほどご審議いただきます特別委員会に、148号及び149号は厚生委員会に、150号は総務委員会に、151号から157号までの7件は市民文教委員会に、158号は経済建設委員会に、159号は総務委員会にそれぞれ付託していただいております。

なお、議案第146号につきましてですが、上下水道局と市立病院を企業局として組織を改変し、企業管理者を置き、上下水道及び病院事業を企業管理者に執行させるとする145号に伴い、関係条例の文言修正を行うものでありますので、145号と一体的に審査いただくものでございます。

最後に、報告事項6件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

146号、飯塚市病院事業条例を経済建設委員会で審査しようというのは、今の説明だと、145号と一体にする必要があるというだけの説明ですけれども、本来、病院事業の目的等を考慮すれば、私は当然、厚生委員会で審査すべきものと考えらるんですけれども、ちょっと事務局の説明では理解が行かないですね。

○議会事務局次長

事務局のほうから先ほどのことにつきましてお答えをいたします。

先ほど、川上委員のほうからご指摘をいただきましたとおり、審議の付託先につきましてはそれぞれ考え方がございますので、言われますように現所管であります厚生委員会に付託することも可能でございます。事務局の提案といたしましては一体的に審査をしていただいております。どうかという提案でございますので、付託先につきましては議会運営委員会の皆様でご審議いただいた中で、付託のあり方についてはご協議をいただければというふうに考えております。

○川上委員

事務局としてはそのように考えたということなんでしょうけれども、いずれにしても、145号を経済建設で審査するにしても、仮に146号を厚生委員会で審査するにしても、関連する条例案であることは間違いありませんけれども、もともとの事業の趣旨との関係でも、それから、これまで厚生委員会が病院事業について予算も含めて審査してきたわけですから、この際は、146号については厚生委員会とするべきではないかというふうに思います。そのように決していただきたいと思っております。

○道祖委員

事務局の提案ですけれど、今回から経済建設委員会のほうにこの公営企業の設置等に関する条例ができて、病院が移ってくるということで、審議してくれということですが、今、川上委員が言われることはごもっともだろうと思うんです。ただ、今後のことを考えますと、全て病院業務に関連することが、経済建設委員会で審議することになるのか、病院業務だから、厚生労働省所管だから厚生委員会になるのか、その辺の判断ですよね。私ども、僕は経済建設委員会に所属してますから企業局ということで、所管することになれば、これはまったく知らんということにはいかんということになりますし、しかし、具体的にいうと川上委員が言われるように、厚生部門じゃないかと、そうしたらやはり厚生委員会というのがあるんじゃないか

ということになれば、例えば同じ案件を両委員会で審議することができるのか、もしくは合同でやっていくのか、この辺ちょっと悩ましいところなんですけど、判断基準が何かあるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議会事務局次長

まず1つ目が付託委員会の関係でございますが、今回の組織改変に伴うものにつきましては、いずれも平成29年度に入ってから組織改変でありますので、年度内につきましては、この条例が可決されましたも、病院の関係は厚生委員会で受け持っていたかというような形になります。それから今回の組織改変に伴いまして、常任委員会の所管についても改変していくというようなことが予定されておりますが、これにつきましては議長と相談をしておりますけども、3月議会で委員会条例の改正を行いますので、その際に決定していただければというふうに考えております。

それから、最後に言われました連合審査会といったようなことが考えられないかということでございますが、これについては会議規則の98条に規定しておりますとおり、連合審査会は設定ができます。ただし、連合審査会をする場合には、どちらかいずれの1つが主たる委員会として付託を受け、それに参加するという形でもう一方の関係の委員会が、委員会の審査に加わっていくというようなこととなります。ちなみに、採決権等は加わったほうの委員会にはございません。討論、採決はございませんが、連合審査会で考え方を共有しながら審査するという方法は残されております。

○道祖委員

ここに書いてるように、組織そのものは4月1日から施行するということですよ。その所管委員会はまだ決まってないということですね。ということならば、今回はやはり厚生委員会のほうで、146号は審議してもらったほうがよろしいんじゃないかと思うんですけど。そしてまた所管委員会が決まった際に、企業局ということで、経済部局ですから経済建設委員会、どういう名称になるかわかりませんが、そのときはきちっと病院の事業についての説明が、委員のほうにしていいただければよろしいんじゃないかと思うんですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:26

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

委員会の付託先、付託委員会の選定でございますが、議長のほうが所管の常任委員会または議会運営委員会に、議案については付託をするということになって、最終的には議長の権限において付託をしていただきますけれども、この議運でいったんはかっておりますのは、皆様の意見を踏まえた中で議長がそういう運営をしていただくという趣旨でございますので、持ち帰って検討していただければと思っております。それから、先ほどちょっと言い忘れましたけれども、議案の付託先につきましては、当然、川上委員、道祖委員が言われますように厚生委員会でも構いません。あるいは組織全体の見直しの中で検討するべきということで、例えば総務委員会で付託をしようといったことも構いません。要は、議員の皆さんが審査をしやすいところにきちんと付託をしていくというような考え方でやっておりますので、そういったことを考えながら協議をいただければというふうに考えております。

○委員長

間に合うんですね。

○議会事務局次長

運営としましては、次回、付託の委員会までに結論を出していただければ間に合いますので、大丈夫です。

○委員長

ただいま、事務局の説明のとおり、持ち帰っても日にちも間に合うし、委員長としては、一度、各会派に持ち帰って議論していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、「議案の付託委員会」については、各会派持ち帰りいたしますので、それぞれご協議のほどよろしくお願いいたします。146号だけでございます、

今のは、いいですか。それでは146号は持ち帰りということをお願いいたします。

おはかりいたします。146号は先ほど言いましたように持ち帰っていただきまして、その他の議案の付託委員会につきましては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって議案の付託先につきましては、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。お手元に配付しております「平成28年第5回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧いただきたいと思っております。会期につきましては、12月2日から12月22日までの21日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)のとおりと考えております。

このうち、特別委員会設置にかかる、初日6番目の「議案の提案理由説明、質疑、委員会付託」につきましては、後ほどご審議いただくこととしておりまして、特別委員会が設置された場合には、12月16日と12月19日を特別委員会の開催日と予定しております。以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想」につきましては、代表者会議において、特別委員会を設置して審査することが決定されております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「第2次総合計画基本構想特別委員会」、委員定数は11人としていただいております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想」について、事務局説明のとおり、特別委員会を設置し審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「第2次総合計画基本構想特別委員会」とし、委員定数は11人とするに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております第2次総合計画基本構想特別委員会人員割表をご覧いただきたいと思っております。委員定数は先ほど申しました11人ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、正副議長及び監査委員につきましては、会派人員数には算入しますが選出の対象とはなりません。不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております端数がある各会派間で協議をいただき、選出をお願いしたいと思います。

なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、11月30日、水曜日、午後5時ま

でとしていただき、特別委員会の設置につきましては12月2日、金曜日開催の本会議初日におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置をしていただいております。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「委員の人員割り振り等」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り等」については、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、11月30日、水曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、12月2日、金曜日、本会議初日での議案の委員会付託のときとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載しておりますとおり、一般質問通告締切日は、土曜日、日曜日をはさみまして11月28日、月曜日、午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願については、12月5日、月曜日、午後5時までに提出をいただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、陳情が1件ございます。陳情第7号につきましては、その写しを12月2日の本会議初日開会前に、議席のほうにお配りすることといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議会インターネット中継にかかる要綱等の整備について」、9月定例議会最終日の本委員会において、江口委員から、案において3年としている掲載期間について検討すべきとの発言があり、委員長としては、改めておはかりしたいとしておりました。

この際、掲載期限については、各会派からのご意見を集約し、決定してはと考えております。12月12日の本会議終了後に委員会の開催を予定しておりますので、その際に各会派からご意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○道祖委員

事務局にお尋ねいたしますけど、3年ということではと言われておりますけど、3年の根拠について再度確認させていただきたいんですけど。

○議会事務局次長

本日、別に資料をお配りしておりますが、こちらに前回提案いたしました根拠を要約したものを配付させていただいております。

3年の根拠といたしましては、まず1つが、ネット中継につきましては広報の手段の一つであるために、正式な記録としては扱っていないという理由、それから、インターネット上の無料配信サービスY o u T u b eを活用しておりますけれども、このY o u T u b eにつきましては、およそ年間に100本以上の画像を当方の議会からアップしております。当然に本数がふえていけばいくほど管理がおろそかになるとか、違法アクセスとか、データ改ざんの危険性が高くなるといったことが考えられるということでございます。

それから、一番下に示しておりますけれども、データの閲覧のデータを取ってみますと、3年が経過した時点で一定の閲覧者がいなくなるといったことをあわせまして、文書の保存期限等にあわせた中で、提案としては3年ということで提案させていただいたものでございます。

○道祖委員

これは公式の記録ではないということですよ。であるならば、公文書は、公式の文書はたしか5年保管というのがあったように記憶してるんですけど、その辺はどうなってますかね。

○議会事務局次長

本会議録が、要は本会議の公式な記録という位置付けを取っております。本会議録については30年、以前は永年保存をしておりましたけども、現状は正式文書として30年保存しております。なお、現実問題としましては30年経過したのもも現状、今保存をしているということでございます。だから、事実確認については本会議録を使っていただくというような考え方を取っております。

○道祖委員

本会議の議事録じゃなくて、ふつう、市役所の公文書の最低保存期間というのがあるんじゃないかと思うんですけど、その辺は。

○議会事務局次長

市役所の文書の保存期限の最低の年限は1年でございます。

○委員長

先ほど言いましたように、各会派の意見を集約をしていただいて、12月12日に各会派からの意見をお聞きしたいと思います。

それでは、そのようにさせていただきます。

江口委員、もし掲載期間についてのご提案等あるようでしたら、その理由もあわせて発言をしていただきたいと思います。

○江口委員

今の3年という理由についてお話がございましたが、例えば選挙を考えた際に、私どもの任期は4年であります。その4年間でこういった発言をされてこられたのかという形で有権者が探そうと思ったときに、この3年では頭の1年は消える形になります。また、このネット中継については始めて日が浅い状況でございます。国会を見てみると、2010年度からはずっと保存をしている形であります。現実には費用もかからないということを考え合わせると、まず広報の手段として大切だということと、後もう一つは視覚障がいのある方等々に対してのアクセス手段、もともと公文書とかの保存年限が必要なのは、やっぱり管理にコストがかかるから、場所がどんどん書類が積み重なって、それを置く場所にも困る、検索にも困るというところからでございます。ただ、この分に関しては、昨今のITの変化の中でクリアされているものがございます。ということを見ると、今回決めるのではなく、いったん保留しながら様子を見るというふうな形がいいのではないかと。例えば、当面の間、Y o u T u b eが現状で、無料でやれる、置いておけるのであれば、その間については置いておこうという合意をする。もしくは例えば当面の保存期間として10年程度というふうな形をお決めさせていただくというふうな、少し時間を取った中で様子を見ていくということができないのではないかと考えています。

○川上委員

「期限を定めずにデータを掲載し、本数がふえていくことになれば、悪意のあるコメントが投稿されたり、違法アクセスによってデータの改ざんが行われるなどの危険性が高くなるとともに管理がおろそかになる」ということなんですけれども、この「悪意のあるコメント」及び「違法アクセスによるデータの改ざん」というのは、この間、されたことがありますか。

○議会事務局次長

事務局が確認しておる中ではございません。けれども、一部議員のほうから、自分のアップされている内容が音切れになっているとか、そういった苦情は受けたことがございますが、悪意を持って改ざんされたとか、データが削除されたとか、そういった事象は現状は起きておりません。

○川上委員

それは、アップして時間がたてばそういうことに、危険性が増すというのはよくわからないんですけど、案件によったりすることはあるかもしれませんが、時間がたてばその危険性が増すというのはどういう判断ですか。

○議か事務局次長

要は、全体の管理件数がふえるので、そういったケースが起こりえるのではないかとといった意味での表現をしております。それから現実問題といたしまして、先ほど申しました、自分のデータが壊れてるんじゃないかといったようなお問い合わせがあった際に、議会事務局のほうで総点検をかけてみました。かなりの時間を要するような総点検でありますので、実際は、掲載しておくからには一定期間の間に総点検をすとか、管理がきちんとできているかというような確認作業は必要ですので、それについては。無法地帯でよいということであれば話は別なんですけれども。

○委員長

いいですか。それでは、先ほど言いましたように、各会派でのご協議をよろしく願いいたします。

次に、「議員派遣」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

永末雄大議員より議長あてに、10月24日、25日に東京都において開催されました「地方議員研究会セミナー」に出席したい旨の申し出がありました。当該期間は閉会中でございましたことから、会議規則第161条の規定に基づき、議長において派遣の決定がなされておりますのでご報告をいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件につきましては、ご了承願います。

次に、その他でございますが、「本会議並びに委員会において説明員を指名する際に用いる略称の追加について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

昨年6月定例会より、会議の円滑な進行のため、名称が長く指名しづらい職名については、略称を用いることとしております。本年10月の人事異動及び11月の組織変更に伴い、お手元に配付しております資料に記載しておりますとおり、それを追加するものでございます。本件については、本定例会より運用していただいております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件につきましては、ご了承願います。

次に、次回の委員会は12月2日、金曜日の本会議初日、開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。